

会員募集

根室市市民交通傷害共済

根室市市民交通傷害共済は、市民が会費を出し合って交通事故でけがなどをした方に見舞金を給付し、市民相互で助け合う共済制度です。

根室市に居住し、住民登録または外国人登録をしている方であれば、どなたでも加入できます。

▷▷▷お問い合わせ 市市民環境課交通市民生活担当 TEL(23)6111番 内線2123・2124まで。

■受付開始日 3月1日(火)

※共済期間中、いつでも加入申し込みできます。

年以内です。事故に遭ったときは、必ず警察への届け出をしてください。

■共済会費

一般 600円 高校生以下 400円

※生活保護世帯の方は、市が負担します。

※準要保護世帯の方は、半額を市が負担します。

■請求するときに必要なもの

会員証、交通事故証明書(人身事故扱い)、医師の診断書(市指定のもの)、死亡診断書(死亡の場合のみ)、その他市長が指定する書類

■共済期間

平成23年4月1日(年度途中に加入の方は加入承認の日)から平成24年3月31日までです。

■共済見舞金支給の除外

- ①道路交通法に規定する道路以外の場所での車両の運行による場合。
 - ②災害対策基本法に規定する災害による場合。
 - ③無免許、酒気帯び、速度違反による運転者と同乗者。
 - ④自殺行為または犯罪を目的とした場合の運転者と同乗者。
 - ⑤故意または重大な過失。
- ※スピード違反・一時停止無視・シートベルト未着用等の違反をしていない、交通法規を順守している方が見舞金の支給対象者となります。

■加入方法

- ①加入申込書は、町会加入の方は各町会から、幼稚園・保育所児童や小中学生・高校生は各学校等から配布されます。
- ②加入申込書に必要事項を記入し、会費を添えて学校や町会などにお申し込みください。
- ③町会未加入の方は、市交通市民生活担当(窓口3番)または歯舞支所で、直接お申し込みください。

■見舞金の支給申請

- ・道路交通法に規定する車両による運行中の人身事故が、見舞金支給の対象となります。
- ・見舞金の請求期間は、交通事故に遭った日から1

－ 見舞金基準額表 －

等級	傷 害 の 程 度	基準額
1 等級	死亡した場合	100万円
2 等級	実日数9か月以上の入院治療を要する傷害を受けた場合	50万円
3 等級	実日数6か月以上の入院治療を要する傷害を受けた場合	40万円
4 等級	実日数6か月以上の治療を要する傷害を受けた場合	24万円
5 等級	実日数5か月以上の治療を要する傷害を受けた場合	20万円
6 等級	実日数4か月以上の治療を要する傷害を受けた場合	16万円
7 等級	実日数3か月以上の治療を要する傷害を受けた場合	12万円
8 等級	実日数2か月以上の治療を要する傷害を受けた場合	10万円
9 等級	実日数1か月以上の治療を要する傷害を受けた場合	8万円
10 等級	実日数2週間以上の治療を要する傷害を受けた場合	6万円
11 等級	実日数1週間以上の治療を要する傷害を受けた場合	4万円
12 等級	実日数1週間未満の治療を要する傷害を受けた場合	2万円

※実日数治療期間とは、入院・通院または往診に要した日数をいいます。
※事故内容によって共済運営委員会の決定により、減額して支給される場合があります。

こんな場合は 支給されるの？

Q 歩行中、自転車に追突されて通院したのですが、見舞金は支給されますか。



A 自転車に乗車してけがをした場合も、見舞金支給の対象となります。この場合も、警察への届け出が必要です。